二　砂防法第二条の土地の表示

昭和二十三年建設省告示第七十六号で指定した土地のうち、字オンヂ原一番地の一地先県境（大分県、宮崎県）から次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線までの区間の国有河川敷

大分県佐伯市蒲江大字波当津浦

字小松ケ谷　一六六番一地先道路敷　一号

字大井谷　四七四番地先道路敷　二号

○環境省告示第四十五号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十六項の規定に基づき、利尻礼文サロベツ国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十三年二月環境省告示第六号）等の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年六月十八日

環境大臣　中川　雅治

第一　利尻礼文サロベツ国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十三年二月環境省告示第六号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「第十一条第十七項」を「第十一条第十八項」に改める。

第四条中「第十一条第十二項」を「第十一条第十三項」に改める。

第二　知床国立公園の特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成十三年四月環境省告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十一条第十七項」を「第十一条第十八項」に改める。

第三　阿寒国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年八月環境庁告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

阿寒摩周国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

第二条第三項、第三条第三項、第四条第三項及び第四項並びに第五条第二項中「阿寒国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年八月環境庁告示第四十七号）」を「阿寒摩周国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年八月環境庁告示第四十七号）」に改める。

第五条第三項中「第十三項」を「第十四項」に改める。

第六条第三項中「阿寒国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年八月環境庁告示第四十七号）」を「阿寒摩周国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十三年二月環境省告示第六号）」に改める。

第七　三陸復興国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年八月環境庁告示第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十一条第十四項」を「第十一条第十五項」に改める。

第四条第三項、第五条第三項、第七条第三項、第八条第三項、第九条第三項、第十条第三項、第十一条第三項、第十二条第三項、第十三条第三項、第十四条、第十五条第三項、第十六条第三項、第十七条第三項、第十八条第三項、第十九条第三項、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十三条第三項及び第二十四条第三項中「第十一条第二十三項」を「第十一条第二十四項」に改める。

第八　磐梯朝日国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年九月環境庁告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十一条第十二項」を「第十一条第十三項」に改める。

第九　日光国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成十二年十月環境庁告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第十一条第十二項」を「第十一条第十三項」に改め、同条第四項中「第十一条第十三項」を「第十一条第十四項」に改める。

第五条中「第十一条第二十八項」を「第十一条第二十九項」に改める。

第六条中「第十一条第十七項」を「第十一条第十八項」に改める。

第八条第五項中「第十一条第十三項」を「第十一条第十四項」に改め、同条第六項中「第十一条第二十三項」を「第十一条第二十四項」に改める。

第十　上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年九月環境庁告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十一条第二十三項」を「第十一条第二十四項」に改める。

第十一　小笠原国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成二十二年十二月環境省告示第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十一条第十二項又は第十三項」を「第十一条第十三項又は第十四項」に、「同条第十二項第一号ハ」を「同条第十三項第一号ハ」に、「第十二項及び第十三項」を「第十三項及び第十四項」に改め、同条第三項中「第十一条第二十三項」を「第十一条第二十四項」に改める。

第三条第二項中「第十一条第十二項又は第十三項」を「第十一条第十三項又は第十四項」に、「同条第十二項第一号ハ」を「同条第十三項第一号ハ」に、「第十二項及び第十三項」を「第十三項及び第十四項」に改め、同条第三項中「第十一条第二十三項」を「第十一条第二十四項」に改める。

第四条中「第十一条第十二項」を「第十一条第十三項」に改める。

第十二　伊勢志摩国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年十月環境庁告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第三条第四項中「第十一条第十三項」を「第十一条第十四項」に改める。

第五条第三項中「第十一条第十二項」を「第十一条第十三項」に、同条第四項中「第十一条第十三項」を「第十一条第十四項」に改める。

第十三　吉野熊野国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年九月環境庁告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第十一条第十三項」を「第十一条第十四項」に改める。

第三条第五項中「第十一条第二十三項」を「第十一条第二十四項」に改める。

第十四　山陰海岸国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成十二年十月環境庁告示第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十一条第十七項」を「第十一条第十八項」に改める。

第九条第三項中「第十一条第二十三項」を「第十一条第二十四項」に改める。

第十一条第二項中「第十一条第十二項」を「第十一条第十三項」に改め、同条第三項中「第十一条第二十項」を「第十一条第二十一項」に改め、同条第四項中「第十一条第三十一項」を「第十一条第三十二項」に改める。

第十五　大山隠岐国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年十月環境庁告示第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第十一条第十二項」を「第十一条第十三項」に改め、同条第四項中「第十一条第十三項」を「第十一条第十四項」に改める。

第四条第三項中「第十一条第十二項」を「第十一条第十三項」に改め、同条第四項中「第十一条第十三項」を「第十一条第十四項」に改める。

第六条第三項中「第十一条第十二項」を「第十一条第十三項」に改め、同条第四項中「第十一条第十三項」を「第十一条第十四項」に改める。

第十六　瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年十月環境庁告示第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十一条第十二項又は第十三項」を「第十一条第十三項又は第十四項」に、「同条第十二項第一号ハ」を「同条第十三項第一号ハ」に改め、同条第三項中「第十一条第十三項」を「第十一条第十四項」に改める。